

第十六回国会 文部委員会 議 録 第十五号

昭和二十八年七月二十一日(火曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事 天野 公義君 理事 坂田 道太君

理事 原田 憲君 理事 前田榮之助君

尾関 義一君 小西 寅松君

竹尾 式君 安井 大君

今井 耕君 中嶋 太郎君

町村 金五君 野原 覺君

大西 正道君 松平 忠久君

北 吟吉君 小林 信一君

出席政府委員

文部事務官(初等中等教育局長) 田中 義男君

文部事務官(社会教育局長) 寺中 作雄君

委員外の出席者

議員 中川源一郎君

専門員 石井 勲君

専門員 横田重左衛門君

本日開議に付した事件

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案(中川源一郎君外十七名提出、衆法第三九号)

青年学校振興法案(内閣提出第三三〇号)

〇辻委員長 これより開議を開きます

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案を議題とし、提出者より提案理由の説明を聴取いたします。中川源一郎君。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案

2 地方公共団体は、左に掲げるような方法によつて定時制教育及び通信教育の振興を図り、できるだけ多数の勤労青年が高等学校教育を受ける機会を持てるように努めなければならない。

一 その地方の実情に基き、定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営に関する総合計画を樹立すること。

二 定時制教育及び通信教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること。

三 定時制教育及び通信教育の内容及び方法の改善を図ること。

四 定時制教育及び通信教育に従事する教員の現職教育について、勤労青年教育の特殊性を考慮して、その計画を樹立し、及びその実施を図ること。

(教科用図書)の編修、検定及び発行に関する特別措置

第四條 通信教育に関する教科用図書の編修、検定及び発行に關しては、その特殊性にかんがみ、特別の措置が講ぜられなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、通信教育に関する教科用図書で政令で定めるものを発行する者に対し、予算の範囲内において、その編修及び発行に要する経費の一部を補助することができる。

(公立学校)についての国の補助

第五條 国は、公立の高等学校の設置者が定時制教育又は通信教育の設備について、政令で定める基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助する。但し、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第十五条(国の負担)又は第十六条(短期の産業教育)の規定により国が負担するものを除く。

2 国は、公立の高等学校の通信教育の運営に要する経費で政令で定めるものの全部又は一部を、当該高等学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

(補助金の返還等)

第六條 文部大臣は、第四條第二項又は前條の規定により補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の補助金を返還させるものとする。

一 この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反したとき。

二 補助金の交付の条件に違反したとき。

三 虚偽の方法によつて補助金を受けたことが明らかになったとき。

(政令への委任)

第七條 前三條に規定するもののほか、補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第四條第二項の規定及び第五條第一項中通信教育に関する部分の規定は、昭和二十九年四月一日から施行する。

〇中川(源)委員 今中川源一郎君外十七名から提出いたしました高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案について御説明申し上げます。

昭和二十三年に旧制中等学校の制度が改革されまして、新制高等学校の制度が生まれまして、勤労青年のための教育制度といたしまして、高等学校に定時制の課程と通信教育とが設けられました。この定時制の課程と通信教育とは全日制課程の教育と、その内容において、まったく同等のものを授けるものでありまして、教育基本法にいう教育の機会均等を実現することを目標とするものであります。

この二つの教育は、働きながら学ぶ恵まれた青年たちの向学心を振起しまして、昭和二十三年定時制課程の生徒數十万であつたものが、昭和二十八年においては、約五十八万に、通信教育においては、昭和二十三年に九千であつたものが、昭和二十八年においては約三万四千というように、生徒はこの五年間に著しく増加しているものであります。

このように増加しましたのは、定時制課程では、特に地方の実情に應じた

教育の実施に重点を置いておりますが、学校所在地の産業を振興させ、産業においても文化においても真に村づくりの中心となる青年の育成に寄与し、その成果が大いに認められた結果であり、また通信教育につきましても、通学距離の関係や勤務の都合その他経済上の事由で定時制課程へも通えない勤労青年の要求に合致したからであります。従つて、意識の地方公共団体では大いに定時制課程を設置し充実して、一層地元産業・文化・教育の振興をはかりたいと願ひ、勤労青年たちも、定時制教育や通信教育によつて、将来国家社会のために有為な人間になるため大いに自分の力を伸ばしたいと考えておられるのであります。定時制課程も通信教育も地方財政の困難により、現在のところ、すこぶる貧弱なので、これらの青年の熱意に到底こたえ得ない窮状なのであります。たとえば、定時制分校では理科設備などは全然なく、黒板と白黒で授業しておるものが多く、家庭科教育に必要なミシンも、わずかに一台で数十人の女生徒が学習することなどは、珍らしい事例ではあります。

また、通信教育については、昭和二十七年まで実施していた科目は国語、漢文、解析I、II、幾何、地学、一般社会、世界史、日本史の九科目でありましたが、御承知のように通信教育では教科書のほかに学習指導書があれば授業がでないのであります。学習指導書の発行されたものはわずかに国語、解析I、地学の三科目にすぎません。これは、学習指導書の需要部数が少ないため、企業として成り立ち得ず、その発行を引受けるものがな

い実情であります。通信教育においては、本年度さらに十二科目を増加しておりますので、学習指導書が順調に発行されるよう、国庫補助を行う必要があるものであります。かように盛り上つて来た勤労青年の向学心を満足させ、かつ、これら青年にとつて定時制課程及び通信教育が魅力のあるものとするためには、定時制及び通信教育の設備を充実すること、通信教育の学習指導書の発行を促進し、巡回指導の旅費を確保し、受講生に対する直接指導の回数を増加することなど必要であり、また、地方財政の現状では、急速にこの要求を満すことができないので、国庫補助金を交付して振興のための措置を講ずることが急務であると考えられます。

右の理由によつて、ここに高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案を提出する次第であります。次にこの法律案の骨子について御説明申し上げます。

第一に、この法律案は教育基本法の精神に基づき、多くの勤労青年に高等学校の教育を受ける機会を与え、働ながら学ぶことに誇りを持つことの信念を確立させ、一般教養と職業能力の向上に貢献するよう、定時制教育及び通信教育の振興をはかることを目的とするものであります。

第二に、右の目的を果すために、これらの教育の実施上、困難に当面しておりますところの公立高等学校の定時制課程及び通信教育の設備の充実と通信教育の運営に必要な経費に対して、予算の範囲内で補助を与えようとするものであります。

以上この法律案の提案理由とその内容の骨子について御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

○社委員長 次に青年学級振興法案を議題といたし、前会に引続き質疑を行います。松平忠久君。

○松平委員 この青年学級振興法案について、文部当局にまずお尋ねしたいと思うのですが、現在日本全国において青年学級と称するものは一体どのくらいありますか。それから人数にしますと一体どのくらいあるかということ、それから次に一学級かりに三十人を単位として、大休年間を通じて百七十時間以上するという学級の経費は、一学級単位幾らくかかるものがあるかということについて、文部省側の資料がありましたら、まず前提としてお伺いしたいと思います。

○寺中政府委員 全国の青年学級の総数は、現在大体一万一千学級でございます。その学級生の数でございますが、約九十九万余りでございます。それからこの学級のために使われる経費でございますが、これはいろいろでありまして、私のところで百時間以上という比較的堅実な運営をやつておりますもの約三千五百ばかりを取上げて調べましたところによりますと、一学級当たり約六万五千円の運営費を使つてゐるという実情でございます。

○松平委員 ただいまのことは一学級三十人単位として六万五千円、こういうことでございませうか。

○寺中政府委員 現在三十人単位というふうな標準を別に設けておりません。平均いたしますと百万人の一万一千学級でありますから百人足らず、一学級が八十五人ぐらいの平均になると思いますが、その単位でやりますと、一学級の経費が六万五千円です。

○松平委員 ただいまの御説明によつて八十人ぐらいの学級として六万五千円というわけではあります、どういふようなやり方をしているか知りませんが、私も調べておるところによるものと、もつとかかるのじやないか、一昨年でしたか、文部省で主催された社会教育主事の会議をしたことがありましたが、そのころの話を聞きますと、八万円程度はかつておつたのではないかと、こういうふうに向つておられるわけがあります。しかしただいまのお話によると六万五千円ということでありまして、その差と大体文部省としてはこの法案によつてどの程度の率の補助を一学級について見込んでおられるわけでありませうか、ちよつとお伺いしたいと思います。

○寺中政府委員 今年度の予算は七千二百万円、そのほかに青年学級主事の講習をやりますが、県に対する補助金を合わせまして七千三百万でございます。それでその補助金の根拠になつておりますのは、大蔵省におきまして大体一学級当たり基準経費としてどれくらい必要かということはいわゆる立案の基礎といたしまして、たとえば百時間の講師の手当が幾らという一応の標準をつくつて、計一学級当りの基準経費を二万四千円と見ておられるわけでありまして、三分の一以内を補助するということになつておられて、二万四千

円の三分の一の、一学級当り八千円を見込んでおるような次第であります。

○松平委員 社会教育法によりまして、第四条でしたか、国において法律または他の法令によつて定めるところによつて、地方公共団体に対して社会教育の振興等のために財政的援助をするという規定があるわけでありまして、この社会教育法というものに基いて、一体国でどういふ程度の、どのくらいの予算をもつて財政的援助をしておられますか。この青年学級以外の問題について、一応参考までにお伺いしたいと思ひます。

○寺中政府委員 社会教育関係の予算は、大体中央の活動を援助するような経費が多いのであります。地方の公共団体に対しては社会教育関係で補助いたすものの割合大きなものとしたしましては公民館、図書館、博物館に關する補助金でございます。その額は、公民館につきましては今年度二百九十八万円、図書館につきましては九百二十二万円、博物館につきましては三百四十万円、これは運営費補助であります。また、建築費補助といたしまして一千万円を計上いたしております。そのほかいろいろ講習会をやるとかあるいは講座をやる、大学の公開講座その他社会学級の講座その他いろいろ学校の開放関係の講座の経費、そういうものを全部含まして六百二十万ばかりでございます。その他直接間接にいろいろ援助いたしておるような次第でございます。

○松平委員 そうするとこの二千万円、それから九百二十二万円、三百四十万円、こういった社会教育法に基づいて補助をしておる額と、今度出す青



か、そういう必要を認めてなかつたのか、第二章に、「青年学級の開設及び運営」という題目をつけておるわけでありませうけれども、運営に関する規定のようなのはあまりない、そうしてこれを見ますと、題目はそういうふうになつておるけれども、実施機関に青年学級主事というものを置く、そうしてその主事というものは、上司の命を受けて青年学級に関する事務をつかさどるといふことになつておりますので、これは常識で考えてみると、大体青年学級というものが、青年学級の主事とかあるいは公民館館長、こういう人の意向によつて、どんな教育でもできるというふうな解釈されるおそれがあるように思ふわけでありませう。というのは、先ほど申したやうなぐあひに、どうして運営に関する規定といふものを落してしまつたか、この点についてお伺ひいたします。

○寺中政府委員 青年学級の運営にあたりましては、現在の実情をいたしまして、現に青年学級生あるいは青年団の幹部というやうな者を入れました青年学級運営委員会を組織いたしましたので、この運営委員会において教科内容その他に関する企画、あるいは運営の方針というやうなものを定め、これを大体中心にして運営するといふことが現に行われておる次第でありまして、これをぜひ保存し促進したいといふ考へておるわけでありませう。ただいまのお尋ねの点は、そういうことであるならば、なぜそれを法律に明示しないかといふ話でございますが、私どもも、これを適当な形で法律案の中に盛り込むことについて、相当研究をいたしてみたのであります。まず青年学級は大体

公民館において実施されることが多いのでありまして、その公民館には公民館審議会がありまして、いろいろの形の人々が委員会に入つて運営するといふことが行われるわけでありませう。そこでその公民館の事業である青年学級につきまして、別に委員会をつくることを法制的に規制することになりませうと、いかに屋上屋を架すやうな感じを抱かれますことと、もう一点は、そういうことを法制化することになりませうれば、たとえば運営委員会の仕事はどうである、委員長はだれである、委員はどういうものである、どういふ権限を持つて、どういふことをやるというやうなことを、この法律案の中に明示しなければならぬことになるのであります。実際の青年学級の運営委員会は、むしろやうな苦しいこととなくして、また運営委員会も、たとえば企画委員会であるとか、あるいは教科委員会であるとか、いろいろの形で実際に進行しておる。それをどういふ委員会というやうな構成でなければいけないという意味で、むしろ非常に法的な規制を受けるといふ感じを与えるのでありまして、そういう意味では、第三条の精神があるわけでありませうから、この第三条の精神に基づいて、実質的に、私どもは行政指導をいたしましては、ぜひ運営委員会のようなものをつくつて、自主的に運営してもらいたいといふことを言うつもりでありませうけれども、法律の中に明示するといふことは、ただいま申し上げましたやうな理由で、かえつて多少かた苦しむにはなつた感じを与えるのではないかとはいふやうな意味で、実はこれを遠慮したのであ

りませう、なお御意見のやうな点は、さらに研究の余地がありますれば、大に研究してみたいと考えております。

○松平委員 日青協等の一番大きな反対理由といふのは、要するに逆コースじやないか、あるいは青年の自主性といふものを奪つておるのじやないかといふことが一番大きな反対の理由になつておるやうに伺つております。従つて青年をして自主的な興味を持たせることが一番必要なのであつて、この点について最も危惧しておる日青協、その他の有識者の誤解を解くためには、どうして何か成文化するといふやうなかつたやうにしなければいけないのじやないかといふふうに私は思ふわけでありませう。ただいまのお話だと、きちになるからというわけでありませうが、この法律案の内容を見ると、いろいろきつ／＼のところが大分別にあるわけでありませう。どうして運営委員会だけそれがきち／＼であつて、ほかのものがきち／＼でないかといふことがふに落ちない。これは、あるいは市町村の条例にまかせるとかいう手もあるわけでありまして、この点青年たちの誤解を解き、なおその考えを正確に反映するといふやうな点に、私は文部省の立場として当然のべき態度ではないかといふふうに思つておるわけでありませう。この点は今御研究していただくやうに御発言がありましたので、とくと御研究をお願いしたいと存する点であります。

それから次に、それと同様なことでありますけれども、青年の自主性を尊重するといふことであるならば、いろいろ罰則等の規定も、かえつてそこば

くの補助金を出して、この規定に反するならば、十七条でしたか、「一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。」といふやうな罰則があるわけでありませうが、この罰則といふのは、なぜ入れたのか私はわかりませんが、一体だれが訴えるのですか。学生が訴えてもいいのですか。

○寺中政府委員 この処罰規定は第十四条の關係から出て来るわけでありまして、この關係につきましては、訴える者はだれでもいいといふことになると思ひます。なお処罰規定があるために非常にかた苦しいといふことでございませうが、これにつきましては実は社会教育法におきまして、公民館の規定があるわけでありまして、その公民館につきましては、同様に十一條並びに十七條に準ずるものとしたしまして、四十一條の規定によつてやはり罰則があるのであります。私どもの言葉で申しますと、これはいわゆる伝家の宝刀といふやうなものでありまして、めつたに引抜くことにはないものであります。ただ警告的な意味におきまして、全然野放しであるといふことになりませうれば、禁止規定を置いた理由がなくなるのでありまして、そういう意味ではやはり形式的にも罰則を必要とするといふことに考へておるのであります。

いふやうに思つておるわけでありませう。たとえば第十一條の規定に反する場合に、だれか隣りの村の者が訴えるといふ場合において、そういう規定が適用されるといふことであるならば、それじや講師なんかすくんでしまつて、実際に／＼した教育を行うことができないんじやないか。もしこの規定を適用されるといふか、この規定を適用されるといふことであるならば、そういう結果になることもありやしないかと思つておるわけでありませう。第十一條の二の「特定の政党その他の政治的団体の利害に関する事業を行う」といふやうなことがありませう。こういう場合において、従来この委員会においても文部大臣との間に相當の議論が闘わされておつたわけでありませうけれども、非常にデリケートなテーマであるわけでありませう。たとえば一例を申し上げますと、再軍備をしちやいかにいふやうなことを学校の先生がかりに教えたといふ場合には、一体この法律の十一條の規定に触れますか、どうですか。それをお伺ひしたいと思ひます。

○寺中政府委員 この十一條の二号によりますことは、教育基本法の八條の二項の精神と同様でございまして、いわば教育、ことに國が補助金を出して奨励をしておる教育の方法に關しましては、これはあくまで中立性を保つてやられることを保障する必要があるといふことなのでございませう。ただいまの御質問の再軍備の問題でございませうが、それはその具体的な事情によつて判断をする必要があると思ふのであります。ただそれだけでこの法規に触れるかどうかといふことは早計に結論を

つけるわけには参らないと思つておられます。しかし十一條の精神をいたしましては非常に片寄つた教育が行われる、營利的にあるいは政治的にあるいは宗教的に非常に片寄つた事情がありまして、だれが見てもこれは普通の青年学校のやり方としては非常に偏し過ぎておる、そういう事情が特に顯著に現れておる場合に、これを禁止し、それを聞かなかつた場合に処罰する、こういうことになるのであります、ただ片々たる事実をとらえて、ただちに処分的な措置まで行くとすることは考へていないのであります。

○松平委員 それは文部省のお考えだろつと思つておる、訴訟の場合は裁判官が取扱つたわけでありまして、従つて隣の村の者が、あそこの学校ではこれこれこういう教育を行つておるといふことで告訴されたというやうなことがかりに起つたとすれば、これは文部省の見解いかんにかかわらず、裁判官がこれを判断するということになるわけです。従つてあなたのおやうなことが通ずるかどうかわかりません。しかし私の今質問したのは十一條の二号についてでありまして、これは現実の問題として、みんな非常に困つておる問題だろつと思つておる。憲法では再軍備はしてはいかぬという規定になつてゐるわけですから、従つて再軍備をしてはいかぬという教育をするのが憲法に合致しておるわけなんです。しかるに再軍備をしてはいかぬという教育をことさらにすることとは、特定政党に關係があるがごとく思われがちな現在の状況なのであります。世相がそういう状況になつておりますので、そうし

た場合に罰則等がある場合においては、かえつて平地に波瀾を巻き起すやうな結果になるのではないかと、こういうふうには私はおそれておるわけなんです。その点についてあなたはおやういふように現在の世相を認識しておられるかわかりませんが、大体学校で再軍備をしてはいかぬという教育をする、これはいいことですか、悪いことですか、違法ですか、違法でないのですか、参考までにちよつとお伺ひしておきたい。

○寺中政府委員 これを教師がかりに口にしたという場合におきましても、これをその教育の根本方針として、すなわち相当深い信念のもとに継続的にそれをやつたという場合と、それからもつと軽い意味でやつたという場合があると思ひますが、そういういろいろ／＼なそのときの具体的事情によつて判断しなければならぬと考へる次第であります。ただお尋ねのやうなことだけではちよつと判断しかねるのではないかと考へます。

○松平委員 どうもあなたのお答ではわけがわからない状況によつて判断するといふのはわからない。再軍備してはいかぬといふことは憲法に書いてあるわけですから、それをいかぬといふことを教えるのは合法的ではありませんか。政府としてはその点をお思ひませんか。どうですか。

○寺中政府委員 教えるという行為でございまして、再軍備をしてはいかぬといふ発言が、教えるという教育の内容としてなされるのと、ただ発言したという場合とあると思つておるわけなんです。そういういろいろ／＼の事情がありま

すので、具体的な事情によつて判断すべきであると思へるのであります。

○松平委員 それを教えた場合はどうなりませんか。教えなければならぬわけなんです。

○寺中政府委員 やはり教えるという形におきまして、ただ再軍備の問題をとらえて行きますと、これはいろいろ／＼の事情がありまして、内容的に思想的に特定の政党と關係を持つてなされる教育であるならば、これはやはり教育基本法八条によりまして問題にすべきことではないかと思ひます。

○松平委員 それが非常に困るのじやないかと思つておる。再軍備については憲法で禁止してある。それを先生が学生に教えるという場合には、たゞその先生が共産党であつても、社会党であつても、自由党であつても、これは憲法には明示され、これを教えることは許された行為であつておると思つておる。憲法の方がほかの法律よりも重い法律である。従つて今のやうなあなたのお答は、御釈釈によりまして、再軍備をしてはいかぬといふことをたとへば青年学校で先生が教えるという場合において、たゞ／＼その人が共産党員であるという場合に一体どうするか。共産党員である先生が再軍備をやつてはいかぬといふことを教えた場合に一体これを処罰するかどうか。文部省の意向はどうですか。

○寺中政府委員 教育の方針をいたしまして、これは各国に通ずる原理であると思ひますが、やはり政党の政策、政党の利害というやうなものから超越した、いわゆる教育の中立性を保つて教育がなされなければならぬといふことは、これは当然と言へるのであり

まして、そうでなければほんとうの教育、あるいは文化の振興を期し得ないと思つておる。そういう精神から教育基本法ができ、また公務員關係の法律並びにこういう青年学校法にも現れておる次第でありまして、その根本の最も大きな教育の中立性を保持するといふ目的を通ずるために、その目的にあまりにも背反するような事態がある場合には、これを禁止するといふことをこの十一條にうたつたわけでありまして、具体的な場合において、それが教育の中立性の根本目的に合致しておるかどうか、すなわち禁止の目標に致しまして合つものかどうかといふことの判断は、やはり審判機關においてなされることと考へます。

○松平委員 そうすると、あなたのお考へは、中立性ということに非常に重きを置いておられ、教育基本法に重きを置いておられるといふことであつて、これは憲法と同様の重きをなしておる、こういうお私えですか、どちらが重いと考へになりますか、当然これは憲法の方が重いだろつと思ふのでありますけれども、教育の中立性の方が重いよつうな今の御発言であつたのですが、そういうことですか。

○寺中政府委員 憲法が目的としております立国の政策の根本をきめるといふことと、それから教育の中立性といふ一種の普遍的な真理から出て来た原則、これは別箇の根拠に立つものであるから、いずれが重いものであるかといふことは、言えないのではないかと考へ

るのであります。

○松平委員 それは觀念論として、あなたはそういうことを発言されたのだろつと思ひますが、こういうふうな条文に書かれた場合においては、これは法律になるわけですから、従つて法律的解釈をしなくてはならぬといふふうになる。法律の解釈といふことになると、やはり憲法とか教育基本法とか、こつちの内容によつて判断しなくてはならぬと思つておる、そういう点からいへば、教育の中立性をうたつておるこつちの教育基本法と憲法の規定、これと相抵触するような場合においては、個々の場合においてやはり憲法をとらなくてはならぬと思つておる、その点はどうですか。法律的解釈について……

○寺中政府委員 表面的に見た場合に、この二つが抵触するといふやうに考へられる場合もあるかと思ひますが、しかし根本の目標といふものを考へてみますと、これはやはり抵触しない實際のやり方といふことができると考へます。

○松平委員 これは委員長に申し上げたいのですが、この十一條の青年學校の禁止規定といふものと、それからこれに違反したときの罰則は、私はこの青年學校について非常に重大なる影響が將來あると思つておる。それを非常におそれておるわけでありまして、これらの点については、文部大臣の御答弁をお願いしたいと思ひます。

○辻委員長 そのようにとりはからいます。

○松平委員 今の点については文部大

臣からの御答弁を要求することにして、その他の二、三の点についてお伺いしたいのですが、この青年学級の申請については、十五人で申請ができるという規定がこの六条にあります。同時に国家の補助の要件として、十八条に学級生が三十人以上という規定があるわけがあります。これはどうして片方は十五人で、片方は三十人というふうにしたのか、この点を伺いたいと思います。

○寺中政府委員 国家から補助する場合の青年学級の経営の規模といたしまして、一応三十人ということを考えましたのは、それによつて青年学級生が

一種のグループ活動をやるのに適当な人員であるということ、それから経営の面から見まして、あまり少い人数のために公費を支出して青年学級をやるということは、経営的に多少無理を生ずるというような意味から、一応の基準を三十人と見たわけであります。申請の場合には、その半数の十五人といいたしましたのは、大体半数の者が申請しまして、それにあと半数くらいの方が、広告並びに募集によつて加わる、そうして基準として三十人くらいのクラスを構成する、こういうことが一応の基準として考えられるのではないかというような考え方でございします。

○松平委員　これは、人数を合わせた方がいよいよ陳情を非常に受けるわけですが、その点についてはどうですか。つまり補助規定の要件を十五人に引下げることについてのお考えはどうですか。

○寺中政府委員 三十人という基準につきましては、これはただいまも申し

ましたように、一応のグループ活動の規模になるという考え方でございまして、それと、どの市町村を見まして、十五歳から二十五歳までの勤労青年年、すなわち中学校を出た勤労青年の数が、三十人に足りないために青年学級が構成できないというような事情の村は、まずほとんどないであろうというような点から、三十人ということを考えてあります。そういう意味で、やはり三十人を基礎に考えて、その半数を申請の基準人員と考えたので、私どもといたしましては、やはり原案くらいが適当ではないかと考えております。

○松平委員 その点については、なお後刻いろいろな実例で、逐条審議の場合においてお伺いしたいと思えます。この際伺っておきたいと思うのは、文部省の予算の費目に、青少年指導員というものが出ておりますが、この青少年指導員というものと、青年学級というのとは何らかの関係のあるものですかどうですか。また青少年指導員というものはどういうことをするものですか、ちよつとお伺いいたしました。

○寺中政府委員 青少年指導員と申しますのは、これは県の教育委員会の職員でございます。昨年度は、これは国立教育研究所の研究員といたしました。

て、研究所所屬職員といったしております。したのを、今年度は地方の公務員に切りかえまして、文部省からはその俸給の三分の一相当額の助成をするという形で、百四十四名の者を、各府県三名ずつの指導員を置くことにいたしておるのであります。その職務は、大體青少年団体と緊密な連絡を保つて、そ

の教養あるいは社会奉仕、リクリエーションあるいは職業指導というようなことにについてのいろいろ／＼お世話をする、あるいはその事業関係の調整をするというようなこと、またいろいろ青年関係の講習会や研究会や会議等のお世話を、あるいは指導をするというふうな意味でこれに臨席をいたしまして、青年関係の全体の指導助言をするための職員でございます。青年学級の計画と直接の関係を持つて立案せられてゐるものではございませんけれども、實際上青年学級の運営に関しましては、青少年指導員もその立場に從つていろいろ／＼お世話をすること

が多いのではないかと考えております。

○松平委員 占領軍がおつたころ、青少年の思想動向を調査して、当時のGHQに報告するという役目の者があつたわけですが、それらの役目の者が国立教育研究所に司令部から引継がれて、青少年の思想の動向を調査するというようなことをやつたのが、この指導員として今度は県に引継がれて来るということを知っておるのです。が、その真相はどうでございますか。

○寺中政府委員 司令部が、青少年顧問と当時言つておりましたが、そういうふうなものを各県に配置したという

意図が、思想動向を調査するという目的であつたかどうか、これは私ども存じませんが、ともかく青少年指導のために司令部の直接の所属員といたしたるの職員を配置しておつたのであります。それでお話のように形式的に見ますと、これは国の方で引継いだというふうに考えられるかもしれませんが

が、これは実際の措置といたしましては、この人間そのものも半分以上からなりました。またその推薦の場合におきまして府県の教育長から責任ある推薦をさせまして、全然別途の意図でもつて、文部省は文部省の立場から青少年団体の世話をするのに適任な者を推薦させるという意味でこの指導員を配置いたしましたわけでありまして、指導員の目的、職務といたしますところは、司令部時代とは全然かわつておりますし、人間そのものもかわつておるといのが実情であります。

○松平委員　その点はよくわかりまし

たが、青少年指導員というものを各府県に配置する、そして青年学級等の指導にも当らせるという今のお話でありましたが、私が聞いておるところによると、関東甲信越等においては、青少年指導員を文部省から押しつけられたということ、非常に憤懣を持つておつて、いづれもそういうものは置かないということ、事実文部省に対して拒否の態度をとつておつたことを聞いておるわけですが、それは一体どういふわけなんですか。

○寺中政府委員 この指導員はただいま申しましたように、昨年度は国立教育研究所の所属員でありまして、その予算の費目は見返り資金であつたわけ

であります。見返り資金が廃止されまして、これを一般会計に引継ぐにつぎまして補助金に切りかえ、県の職員にいたしまして、国から三分の一の補助を出すという形で青少年指導員の設置を奨励したわけであります。ところが県といたしましては、この青少年指導のための専任職員というものの必要

性あるいは重要性ということとは十分認識し、ぜひこれを置きたいのであります。するけれども、三分の一補助でありますので、財政的關係がありますことと、定員等の關係で府県の職員の設置がいろいろ苦しい事情にありますので、そういう財政、定員の面からいたしまして非常に困難を感じている県があるのであります。しかし文部省が別に押しつけたということではなくして、要するに青少年指導員のような必要な職員を置いてもらえるならば、補助金を出すという形になっておりますので、受取る方の県といたしまして、ただいまお話になっておりますような

受取り方をしたのではないかと思うのであります。これは青少年教育を振興し、社会教育を推進するためには、ぜひそのような職員が必要であるということは私も考えているところであります。

○松平委員 青年学級とは関係があるように思うのであります。が、一体青少年指導員というものを現在置こうとしている県、置かないつもりだという県がもしわかりましたら、後刻でいいからお示し願いたい。予算の執行がどういふふうになるかということに関係が出て来るだろうと思うのです。その点は後刻どの県とどの県はこの青少年指導員を置くことになっているか、どの

府県は置かない方針であるかということをお示しを願いたいと思います。

○寺中政府委員　その点承知いたしました。今のところ私どもで持つております調査では、相当の府県、大部分の府県が三名ずつ配置することにしたしておるのでありますが、いろ／＼予算的折衝その他のためにまだその手続が

進んでいないところが多少あるのでありまして、これは後刻調査いたしました上で御報告申し上げたいと思ひます。

○辻委員長 本日はこの程度で散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時四十六分散会

昭和二十八年七月二十八日印刷

昭和二十八年七月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局